

令和5年第2回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月3日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

報告第2号

非農地通知について

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵

3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏

5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸

7番 星野 賢一

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後2時 00 分 開会

(局長) 只今より令和5年第2回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長) 皆さんこんにちは。1月24日からの猛烈な寒波の影響による、雪害はなかったと聞いておりますが、皆さん方はいかがでございますか。先月は、大根、白菜等、6品目の野菜が、JA を通じて学校給食に出荷されたと聞きました。今年度からの学校給食への出荷や、食と観光への取り組みで地産地消が期待されるところです。また、商工会議所主催の「見る、聞く、食べる 2022」が5回開かれ、我々農業者に期待する声が高いことも感じています。農業委員会として、何が出来るか、皆さんと考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、

私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、農業振興地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、外1筆、計 3,699 m²です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 水田。利用期間 令和5年2月6日から令和10年2月5日。設定理由 利用権を設定する者、以前他の人に利用権設定していた土地で、自分では耕作しないため。利用権を受ける者、農業経営の規模のため。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いいたします。

(3番委員)利用権を設定する方については、自分で耕作機械を持っていませんでしたので、手伝ってもらっていました。利用権を受ける方は、今まで2回ほど農地を借りているのですが、今回も話が出来ましたので3回目の申請になりました。受ける方は、内成地区でいろいろと活躍しているので、問題ないと思います。

(議長)只今、3番委員からの補足説明が終わりました。申請番号1について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特になし

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1については、申請のとおり承認

することに決定いたしました。続いて、申請番号2について、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号2 利用権を設定する者 大分市の方、利用権を受ける者は別府市の方です。区分、農業振興地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字内成、田、現況田、4,706 m²です。利用権の種類、賃貸借。利用方法 水田。利用期間 令和5年2月6日から令和10年2月5日。かし賃支払い直接、設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため。利用権を受ける者、農業経営の規模を拡大のため。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の3番委員から補足説明をお願いします。

(3番委員)利用権を設定する方は、親父さんが元気なうちは手伝い程度にはしていましたが、亡くなった後は、いろいろやったことはあるのですが、家も近く、農地も隣にある、利用権を受ける方にお願したところ、受けてもらえたとのことでございます。この方も、いろいろ作っている方なので問題ないと思います。

(議長)只今、3番委員からの補足説明が終わりました。申請番号2について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特になし。

(議長)特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号4について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特にありません。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号8について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号非農地通知について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし。

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後2時38分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 _____ 会 長 _____

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____